

青森アート周遊パンフレット作成業務に係る書面審査基準

1 目的

青森アート周遊パンフレット作成業務について、随意契約の相手方を決定するために行う書面審査の基準を定めることを目的とする。

2 審査方法

各企画提案書類の内容に基づく書面審査を行う。

- (1) 審査員は、次項「3 評価基準等」に掲げる審査項目ごとに、設定された配点を上限とする点数を付し、その合計を各審査員の評価点とする。
- (2) 各審査員の評価点を合計した点数を企画提案者の得点とする。
- (3) 全ての企画提案者のうち、最も得点の高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最も得点の高い者が複数ある場合は、審査員の協議により決定する。

3 評価基準等(100点満点)

評価項目	評価基準	審査点	配分	評価点
1 内容	業務の趣旨を捉え、要項に定めた企画内容の要件を満たす提案となっているか。	5	× 4	20
2 創意工夫	5館及び周辺地域の観光コンテンツを効果的に紹介し、アート周遊の促進につながる工夫が施されているか。	5	× 4	20
3 デザイン	読者の興味を引きやすいデザインとなっているか。	5	× 4	20
4 多くの人に読んでもらう方法	より多くの人にパンフレットを読んでもらう方法が盛り込まれているか。	5	× 2	10
5 効果の測定	パンフレット発行の効果を測定する方法が盛り込まれているか。	5	× 2	10
6 実施体制	事業を遂行できるスケジュール及び体制が整っているか。	5	× 2	10
7 全体経費	経費は適性に積算されているか。また、費用対効果は高いものになっているか。	5	× 2	10
合 計				100